

高知市児童福祉審議会について

1 高知市社会福祉審議会児童福祉専門分科会について

本市では、これまで児童福祉審議会に代わり、高知市社会福祉審議会に児童福祉専門分科会を設置し、児童福祉審議会の所掌事項を担ってきました。

2 高知市児童福祉審議会の設置について

新制度により、児童福祉審議会の所掌事項に施設や事業の認可が加わり、機能の強化が必要となったため、高知市社会福祉審議会のうち児童福祉専門分科会を廃止し、新たに独立して高知市児童福祉審議会を設置することとし、併せて認定こども園法の審議会機能を有するものとししました。

3 高知市児童福祉審議会の主な所掌事項

(1) 児童福祉法関係

- ① 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の認可
- ② 保育所の設置認可
- ③ 児童福祉施設の事業停止命令
- ④ 認可外保育施設の事業停止又は施設閉鎖命令
- ⑤ 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項

(2) 認定こども園法関係

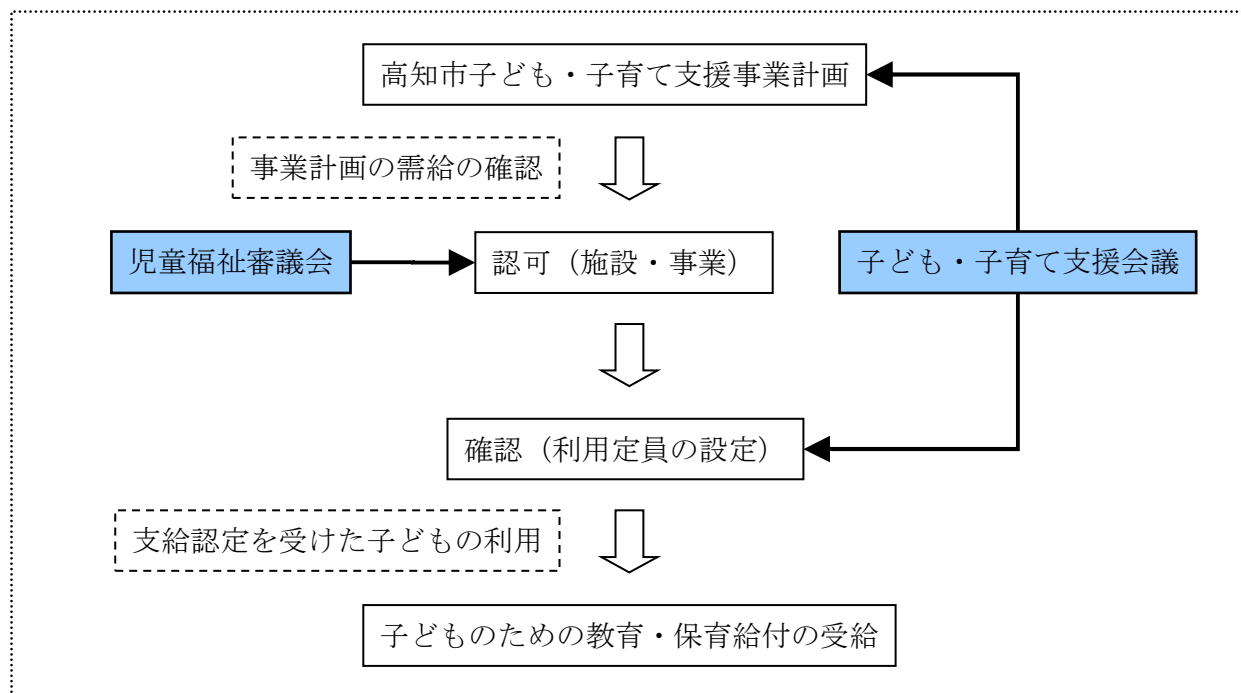
- ① 幼保連携型認定こども園の設置及び廃止の認可
- ② 幼保連携型認定こども園の事業停止又は施設閉鎖命令
- ③ 幼保連携型認定こども園の認可取消

4 高知市子ども・子育て支援会議との関係について

新制度における認可は、子ども・子育て支援事業計画の需給に基づく判断が必要となり、認可を受けた施設や事業は、利用定員を設定し確認を受けることで給付の対象となります。

したがって、認可を所掌する高知市児童福祉審議会と事業計画及び確認（利用定員の設定）を所掌する高知市子ども・子育て支援会議は、同一の施設や事業に対して審議を行うことになり、密接な関係を持つこととなります。

○子ども・子育て支援会議と児童福祉審議会の関係



5 高知市児童福祉審議会の構成等

- | | |
|----------|--|
| (1) 条例施行 | 平成 26 年 4 月 1 日 |
| (2) 委員構成 | 15 人以内 |
| (3) 委員任期 | 2 年以内 |
| (4) 会議開催 | 平成 26 年度の早い時期に委員委嘱、認可基準の説明等のための会議開催を予定しています。
平成 26 年度後半に、予定どおり認可事務及び確認事務が開始されれば、開催回数が増加することが考えられます。 |

6 高知市児童福祉審議会の委員について

高知市子ども・子育て支援会議と同一の構成を基本として、検討を進めたいと考えます。